

第3次各務原市 地球温暖化対策地域推進計画 (案)



各務原市

市長あいさつ

目 次

第1章 計画の基本事項.....	1
(1) 計画策定の背景と趣旨.....	1
(2) 計画の期間と目標年度及び基準年度.....	1
(3) 計画の位置づけ.....	1
(4) 対象とする温室効果ガス.....	2
(5) 計画の見直し.....	2
第2章 地球温暖化対策の動向.....	3
(1) 地球温暖化とは.....	3
(2) 地球温暖化の課題と今後の見通し.....	4
(3) 地球温暖化対策の動向.....	6
第3章 各務原市の現状.....	10
(1) 位置.....	10
(2) 自然.....	10
(3) 人口の状況.....	10
(4) 温室効果ガス排出量の現状.....	11
(5) 産業部門に関する現状.....	13
(6) 民生（業務・家庭）部門に関する現状.....	14
(7) 運輸部門に関する現状.....	15
(8) 廃棄物部門に関する現状.....	16
(9) 温室効果ガス排出量の見込み（現状趨勢ケース）.....	16
第4章 温室効果ガス削減に向けた目標.....	17
(1) 目標設定の考え方.....	17
(2) 目標値.....	17
第5章 施策の展開.....	18
施策の体系.....	18
行動1 低炭素型の生活様式の定着.....	19
行動2 低炭素型の事業活動の促進.....	22
行動3 資源循環の促進.....	25
行動4 低炭素型の交通利用の促進.....	30
行動5 二酸化炭素の吸収源となる緑の保全.....	33
第6章 計画の推進体制.....	35
(1) 計画の推進体制について.....	35
(2) 計画の進行管理について.....	35
(3) 国等との整合について.....	35

第1章 計画の基本事項

(1) 計画策定の背景と趣旨

「第3次各務原市地球温暖化対策地域推進計画」(以下「本計画」という。)は、現代の重要課題である地球温暖化防止に向けて、各務原市が実行すべき事項を整理し、「各務原市環境基本計画」の基本理念「みんなで未来につなげる美しい各務原」の実現に寄与するために取り組んでいく効果的な地球温暖化対策を示すものです。

(2) 計画の期間と目標年度及び基準年度

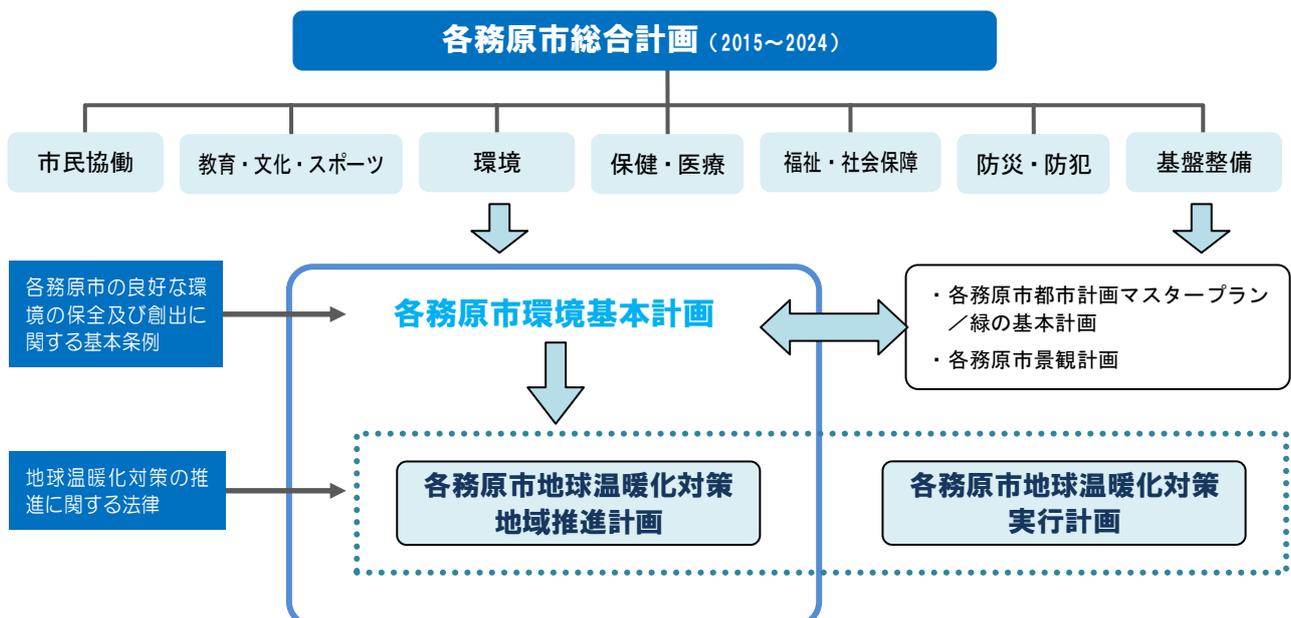
○本計画は、2018年度から2030年度までを中期目標、2050年度までを長期目標として計画します。

○温室効果ガス排出量の削減目標の基準年度は、国との整合を考慮し、2013年度とします。

(3) 計画の位置づけ

○本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)として位置づけます。

○本計画は、市の最上位計画である「各務原市総合計画」をはじめ、環境に関する市の各種関連計画とも整合を図りつつ策定します。



(4) 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に掲げる7物質としますが、主要因である二酸化炭素（CO₂）に焦点を当てます。

- 二酸化炭素（CO₂）
- メタン（CH₄）
- 一酸化二窒素（N₂O）
- ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）
- パーフルオロカーボン類（PFCs）
- 六ふっ化硫黄（SF₆）
- 三ふっ化窒素（NF₃）

さらに、二酸化炭素は次の部門について管理していきます。

■計画の対象とする部門

- 産業部門 …製造業、建設業・鉱業、農業などの第一次産業及び第二次産業に関する活動によって発生・排出されるもの
- 民生家庭部門…家庭での生活、住宅内で発生・排出されるもの
- 民生業務部門…産業・運輸部門に属さない企業・法人内で発生・排出されるもの
- 運輸部門 …自動車、鉄道などの人・物の輸送・運搬によって発生・排出されるもの
- 廃棄物部門 …一般廃棄物^{※1}、産業廃棄物^{※2}の処理によって発生・排出されるもの

(5) 計画の見直し

本計画は5年後に施策の進捗状況を把握し、国内外の動向を踏まえ、見直しを検討します。

※1 一般廃棄物

一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（生活系廃棄物）の他、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（いわゆるオフィスごみ）などのこと。

※2 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなどの廃棄物をいう。

第2章 地球温暖化対策の動向

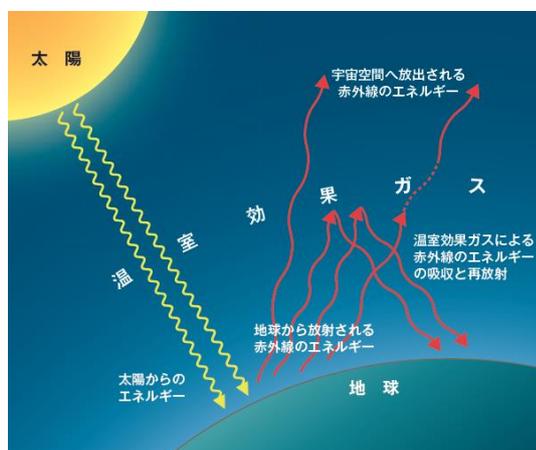
(1) 地球温暖化とは

地球は、過去1400年の中で最も暖かくなっており、これにより気温の上昇、海水温度の上昇が起こっています。このような現象を地球温暖化といい、私たちの生活に影響を及ぼし始めています。

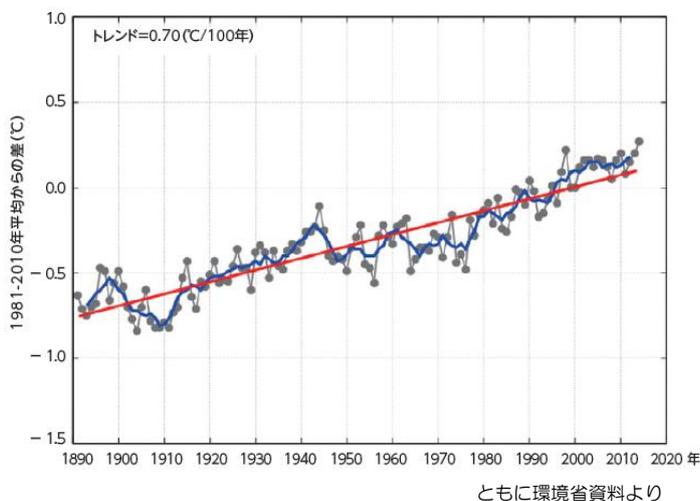
地球温暖化の主な原因は、人間の活動から生み出される温室効果ガスの増加である可能性が極めて高いと考えられています。大気に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガスには、海や陸などの地球の表面から地球の外に向かう熱を大気に蓄積し、再び地球の表面に戻す性質があります。化石燃料^{※3}の使用や森林の減少といったこれまでの人間の活動により、大気中の温室効果ガスの濃度が急激に増加したため、地球から放出された熱がより多く大気に蓄積されるようになり地球の気温が上昇しています。

地球温暖化は、大雨・干ばつの増加、氷河等が融けることによる海水面の上昇、生物活動の変化、水資源や農作物への影響など、自然生態系や社会生活全般にわたって様々な変化を与えています。さらに、近年増加しているゲリラ豪雨^{※4}や大型台風の発生等にも影響を与えていると考えられています。

■地球温暖化のメカニズム



■世界の平均気温の推移 (1891~2014年)



※3 化石燃料

石油、石炭、天然ガスなど過去の植物や動物の遺骸が変化して生成した再生産のできない有限性の燃料資源のこと。

※4 ゲリラ豪雨

局地的・突発的な集中豪雨のこと。

(2) 地球温暖化の課題と今後の見通し

① 地球温暖化の現状

世界平均の地上気温は1880年から2012年の期間に0.85℃上昇しており、日本の年平均気温は1898年～2014年で100年あたり約1.15℃の割合で上昇しています。

地球温暖化により、主に次のような問題が生じることが考えられており、温室効果ガス排出量の抜本的かつ持続的な削減が必要とされています。

- 気候の変化 …平均気温の上昇による真夏日^{※5}や熱帯夜^{※6}の日数の増加、大雨の発現回数の増加、海面水位の上昇 など
- 自然の変化 …高山植物の減少や植物の開花時期等の変化、野生動物・海洋生物等の生息域の変化や個体数の増減 など
- 生活への影響…豪雨による浸水被害の多発、水環境の変化、冷暖房需要の変化やそれに伴うエネルギー需要への影響 など
- 健康への影響…熱中症患者の増加、食中毒のリスクの増加、熱帯性の感染症の発生範囲の拡大 など

② 気温上昇の予測

国際的な専門家で作る地球温暖化についての科学的な研究の収集、整理のための政府間機構である「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)の第5次評価報告書では、今後の気温の予測結果を次のように示しています。

- ・21世紀末の地球の平均気温は20世紀末に比べ、温室効果ガスの大幅な削減を行った場合は約0.3～1.7℃、非常に高い温室効果ガス排出量が続いた場合は約2.6～4.8℃上昇する。
- ・気温の上昇の程度は地域によって異なり、陸上や北半球の高緯度で大きくなる。
- ・今後の温室効果ガスの排出量が多いほど気温の上昇が大きい。

非常に高い温室効果ガス排出量が続いた場合、海面水位は21世紀末に約45～82cm上昇すると予測されており、また、21世紀中頃までに北極海の氷が夏季には完全に融けてしまう可能性が高いと予測されています。さらに、極端な高温や大雨の頻度が増加する可能性が高いと予測されています。

※5 真夏日
日最高気温が30度以上の日のこと。

※6 熱帯夜
夜間の最低気温が25度以上の夜のこと。

■1986～2005年を基準とした21世紀末の世界平均地上気温の予測

シナリオ名称	温暖化対策	平均(°C)	「可能性が高い」予測幅 (°C)
RCP8.5	対策なし	+3.7	+2.6～+4.8
RCP6.0	少	+2.2	+1.4～+3.1
RCP4.5	中	+1.8	+1.1～+2.6
RCP2.6	最大	+1.0	+0.3～+1.7

環境省資料より

[参考]気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第1作業部会による第5次評価報告書（2014年11月）

- 気候システムの温暖化には疑う余地がなく、また1950年代以降、観測された変化の多くは数十年から数千年間にわたり前例のないものである。大気と海洋は温暖化し、雪氷の量は減少し、海面水位は上昇している。
- 人為起源の温室効果ガスの排出が、20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な原因であった可能性が極めて高い。
- ここ数十年、気候変動は、全ての大陸と海洋にわたり、自然及び人間システムに影響を与えている。
- 1950年頃以降、多くの極端な気象及び気候現象の変化が観測されてきた。これらの変化の中には人為的影響と関連付けられるものもあり、その中には極端な低温の減少、極端な高温の増加、極端に高い潮位の増加、及び多くの地域における強い降水現象の回数の増加が含まれる。
- 温室効果ガスの継続的な排出は、更なる温暖化と気候システムの全ての要素に長期にわたる変化をもたらす。これにより、人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響を生じる可能性が高まる。
- 気候変動を抑制する場合には、温室効果ガスの排出を大幅かつ持続的に削減する必要があり、適応と併せて実施することで、気候変動のリスクの抑制が可能となるだろう。
- 21世紀終盤及びその後の世界平均の地表面の温暖化の大部分は二酸化炭素の累積排出量によって決められる。
- 1850～1900年平均と比較した21世紀末（2081～2100年）における世界平均地上気温の変化は、排出を抑制する追加的努力のないシナリオでは2°Cを上回って上昇する可能性が高く、厳しい緩和シナリオでは2°Cを超える可能性は低い。
- 工業化以前と比べて温暖化を2°C未満に抑制する可能性が高い緩和経路は複数ある。21世紀にわたって2°C未満に維持できる可能性が高いシナリオでは、世界全体の人為起源の温室効果ガス排出量が2050年までに2010年と比べて40%から70%削減され、2100年には排出水準がほぼゼロ又はそれ以下になるという特徴がある。
- 2030年まで追加的緩和が遅れると、21世紀にわたり工業化以前と比べて気温上昇を2°C未満に抑制することに関連する課題がかなり増えることになる。その遅れによって、2030年から2050年にかけて、かなり速い速度で排出を削減し、この期間に低炭素エネルギーをより急速に拡大し、長期にわたって二酸化炭素除去（CDR）技術に大きく依存し、より大きな経済的影響が過渡的かつ長期に及ぶことが必要になる。
- 適応及び緩和は、気候変動のリスクを低減し管理するための相互補完的な戦略である。今後数十年間の大幅な排出削減は、21世紀とそれ以降の気候リスクを低減し、効果的に適応する見通しを高め、長期的な緩和費用と課題を減らし、持続可能な開発のための気候にレジリエントな（強靱な）経路に貢献することができる。
- 多くの適応及び緩和の選択肢は気候変動への対処に役立ち得るが、単一の選択肢だけでは十分ではなく、これらの効果的な実施は、全ての規模での政策と協力次第であり、他の社会的目標に適応や緩和がリンクされた統合的対応を通じて強化される。

(3) 地球温暖化対策の動向

わが国の地球温暖化対策は、国際的な取組と連動して進められています。

① 国際的な動向

年	動向
1994（平成6）年	<p>●気候変動に関する国際連合枠組条約の発効</p> <p>1992（平成4）年5月に第5回気候変動に関する政府間交渉（INC5）でまとめられた温暖化防止に向けた国際的枠組条約。同年6月にリオで開催された地球サミットで各国の署名が始まり、ECを含む154か国が署名、1994（平成6）年3月21日に発効した。</p>
1997（平成9）年	<p>●京都議定書の採択</p> <p>12月に京都で開催された第3回締約国会議（COP3）で採択。いわゆる先進国が6つの温室効果ガスを削減する数値目標と目標達成期間が合意された。</p>
2005（平成17）年	<p>●京都議定書の発効</p> <p>発効条件を満たしたため、京都議定書が発効した。これより京都議定書に法的な拘束力が発生した。</p>
2007（平成19）年	<p>●気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価IPCC統合報告書公表</p>
2008（平成20）年	<p>●気候変動枠組条約第14回締約国会議（COP14）及び京都議定書第4回締約国会合（CMP4）</p> <p>京都議定書の第一約束期間以降の枠組みについて、気候変動枠組条約の下及び京都議定書の下での2つの特別作業部会（AWG-LCA及びAWG-KP）の場で議論。翌年本格的な国際交渉に入ることを踏まえ、2009（平成21）年の作業計画を策定し、各国の見解等を共有した。</p>
2009（平成21）年	<p>●国際再生可能エネルギー機関（IRENA）設立</p> <p>●気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）及び京都議定書第5回締約国会合（CMP5）</p> <p>コペンハーゲン合意：地球の気温の上昇を2℃以内に抑えること、先進国は2020年までに削減すべき目標、途上国は削減のための行動をそれぞれ決めて2010（平成22）年1月末までに提出することなどが盛り込まれた。</p>
2010（平成22）年	<p>●気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）及び京都議定書第6回締約国会合（CMP6）</p> <p>工業化以前に比べ気温上昇を2℃以内に抑えるとの観点から、大幅削減の必要性の認識を共有した。</p>

年	動向
2011（平成23）年	<p>●気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）及び京都議定書第7回締約国会合（CMP7）</p> <p>将来の枠組みへの道筋、京都議定書第二約束期間に向けた合意、緑の気候基金、及びカンクン合意の実施などを内容とした「ダーバン合意」を採択した。京都議定書については、第二約束期間の設定に向けた合意を採択した。日本、カナダ、ロシアは第二約束期間には参加しないことを明らかにした。</p>
2012（平成24）年	<p>●気候変動枠組条約第18回締約国会議（COP18）及び京都議定書第8回締約国会合（CMP8）</p> <p>一連のCOP及びCMPの決定を「ドーハ気候ゲートウェイ」として採択した。</p>
2013（平成25）年	<p>●気候変動枠組条約第19回締約国会議（COP19）及び京都議定書第9回締約国会合（CMP9）</p> <p>COP21に先立ち、2020年以降の自主目標の約束草案を示すことが招請された。2020年以前の緩和の野心向上に関して、高い排出削減可能性のある行動の推進に向けた協働が決定した。また気候変動による損失と被害について国際メカニズムの設立が合意された。</p>
2014（平成26）年	<p>●気候変動枠組条約第20回締約国会議（COP20）及び京都議定書第10回締約国会合（CMP10）</p> <p>COP21への約束草案を提出する際に示す情報の内容等を定めた「気候行動のためのリマ声明」を採択した。</p> <p>●気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書公表</p>
2015（平成27）年	<p>●気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）及び京都議定書第11回締約国会合（CMP11）</p> <p>196か国・地域がパリ協定を採択。産業革命前からの気温上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することを明記した。また、1.5℃に抑える目標については、IPCCにその排出経路を明らかにすることを要求。このほか、パリ協定の進捗状況を2018（平成30）年にチェックすることや、各国は削減目標を5年ごとに見直すことなどを決めた。</p>
2016（平成28）年	<p>●パリ協定の発効</p> <p>4月にパリ協定の署名式がニューヨークの国連本部で行われ、175の国と地域が署名した。その後、締約国数55か国及びその排出量が世界全体の55%との発効要件を満たし、11月にパリ協定が発効した。なお、日本は11月8日に締結した。</p> <p>●気候変動枠組条約第22回締約国会議（COP22）及び京都議定書第12回締約国会合（CMP12）</p> <p>パリ協定の実施指針を2018（平成30）年までに策定することが決定された。</p>
2017（平成29）年	<p>●気候変動枠組条約第23回締約国会議（COP23）及び京都議定書第13回締約国会合（CMP13）</p> <p>パリ協定の実施指針に関する交渉が行われた。</p>

② 日本の動向

年	動向
1990（平成2）年	<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化防止行動計画の策定 <p>温暖化対策を総合的・計画的に推進するための方針及び取り組むべき対策の全体像を定めた最初の政府の地球温暖化対策である地球温暖化防止行動計画を策定した。</p>
1992（平成4）年	<ul style="list-style-type: none"> ●気候変動枠組条約に署名
1993（平成5）年	<ul style="list-style-type: none"> ●環境基本法を制定
1997（平成9）年	<ul style="list-style-type: none"> ●内閣に地球温暖化対策推進本部を設置
1998（平成10）年	<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化対策推進大綱を決定 <p>日本政府各省庁の地球温暖化対策をとりまとめたもの。毎年大綱の進捗状況についてフォローアップが行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化対策の推進に関する法律の制定
1999（平成11）年	<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化対策に関する基本方針の閣議決定 <p>地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき定められた政府の温暖化対策に関する基本方針を決定した。</p>
2000（平成12）年	<ul style="list-style-type: none"> ●循環型社会形成推進基本法の制定
2002（平成14）年	<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化対策推進大綱の見直し ●京都議定書の批准
2003（平成15）年	<ul style="list-style-type: none"> ●第一次エネルギー基本計画を閣議決定 <p>エネルギー政策基本法の基本方針に則り、10年程度を見通して、エネルギーの需給全体に関する施策の基本的な方向性を定性的に示す計画を決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●循環型社会形成推進基本計画の閣議決定 <p>循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成を進めるために政府が定める基本計画を決定した。</p>
2008（平成20）年	<ul style="list-style-type: none"> ●低炭素社会づくり行動計画を閣議決定 <p>国内の温室効果ガス排出量を2050年までに現状比60～80%削減する長期目標を設定した。</p>
2010（平成22）年	<ul style="list-style-type: none"> ●気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局に排出削減目標を提出 <p>コペンハーゲン合意にしがい、温室効果ガス排出量を2020年までに1990（平成2）年比25%削減する目標を提出した。但し、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意が前提となる。</p>

年	動向
2011（平成23）年	●東日本大震災発生
2013（平成25）年	●地球温暖化対策の中期目標を変更 COP19期間中、政府は地球温暖化対策推進本部において、2020年目標を撤回し、2005（平成17）年度比で3.8%削減する目標を現時点の目標として新たに気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局に登録すると発表した。
2015（平成27）年	●気候変動の影響への適応計画を閣議決定 気候変動による様々な影響に対し、政府全体で整合のとれた取組を計画的かつ総合的に推進するため、温室効果ガスの排出の抑制等を行う緩和に加え適応計画を、日本政府として初めて定めた。 ●気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局に排出削減目標を提出 COP21に向け、2030年に2013（平成25）年度比26%削減する目標を提出した。
2016（平成28）年	●地球温暖化対策計画を閣議決定 地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が地球温暖化対策推進法に基づいて策定する、わが国唯一の地球温暖化に関する総合計画を決定した。温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等を記載している。

コラム：「パリ協定」って？

2015（平成27）年11月末から12月にかけてパリにて行われたCOP21では、「パリ協定」が合意されました。これは、主要排出国、途上国を含むすべての締約国が温室効果ガスの排出削減目標を持つ、初めての法的枠組みとなりました。

パリ協定の特徴及び意義は大きく4つあり、それは「すべての国に適用」され、「包括的」で、「長期にわたり永続的」に、「前進・向上する」というものです。パリ協定は、2016（平成28）年11月4日に発効され、わが国は、同年11月8日にパリ協定の締結を完了しています。

パリ協定では、気候変動による悪影響を最小限にとどめるために、長期目標として、産業革命前からの気温上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求し、21世紀末までに人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロにまで減らすことを求めています。

しかし、2017（平成29）年6月、アメリカのトランプ政権がパリ協定から離脱すると発表しました。このことにより、パリ協定が持つ効力が大幅に減退することが懸念されています。

第3章 各務原市の現状

(1) 位置

本市は岐阜県の南部、濃尾平野の北部に位置しており、岐阜市、関市、坂祝町、笠松町、岐南町に隣接しています。市域面積は87.81km²で、県庁所在地である岐阜市の中心部まで約8km、名古屋市まで約30kmと、経済・行政機能の中心部に比較的近い距離に位置しています。

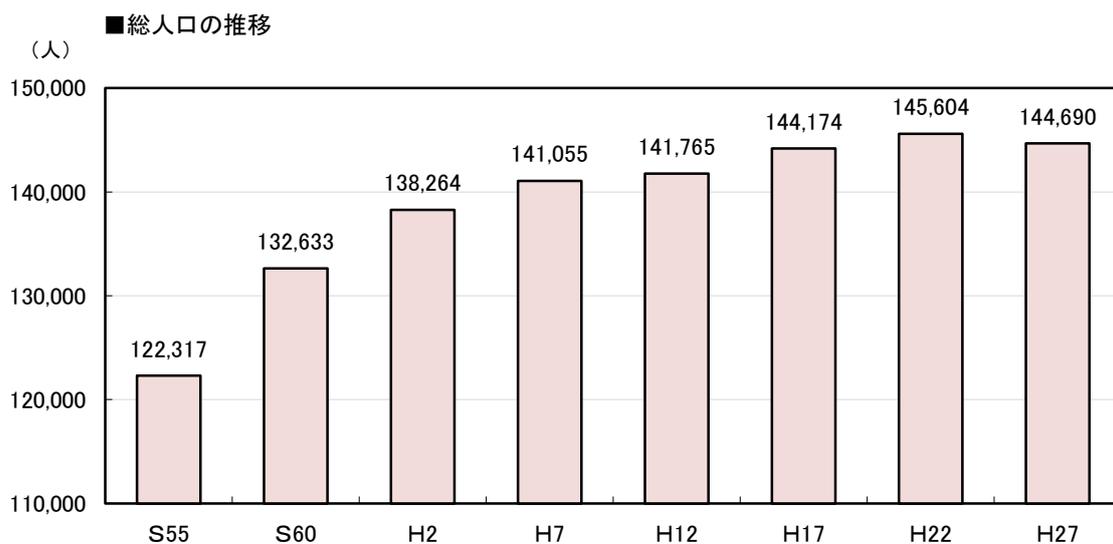
(2) 自然

本市は、市南西部においては境川低地や木曾川周辺の低地が広がり、市中央部においては各務原台地となって、東西にわたり平坦な地形が広がり、市街地や農地となっています。

市北東部は、関市との境に連なる各務原アルプスと呼ばれる丘陵地帯が位置し、貴重な植物や鳥、虫、そして小動物が数多く生息しています。こうした豊かな自然を活用した森林自然公園として各務野自然遺産の森を整備し、自然環境の保全を図るとともに、自然体験・自然学習の場として活用されています。

(3) 人口の状況

本市の総人口は2010（平成22）年まで増加を続けていましたが、2015（平成27）年の国勢調査では減少に転じています。

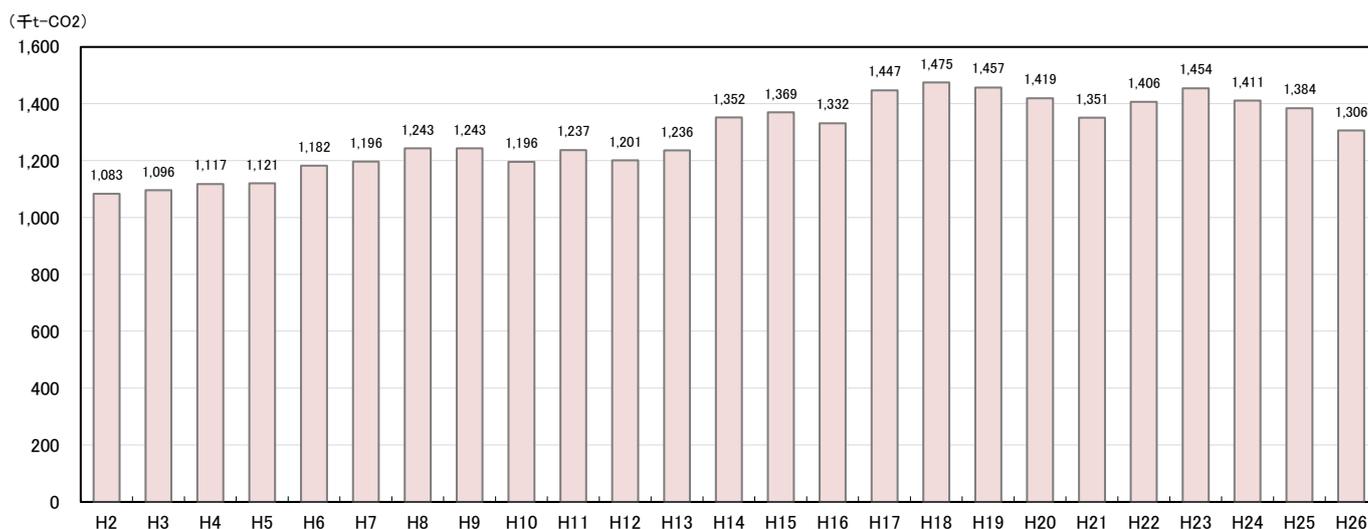


資料：国勢調査

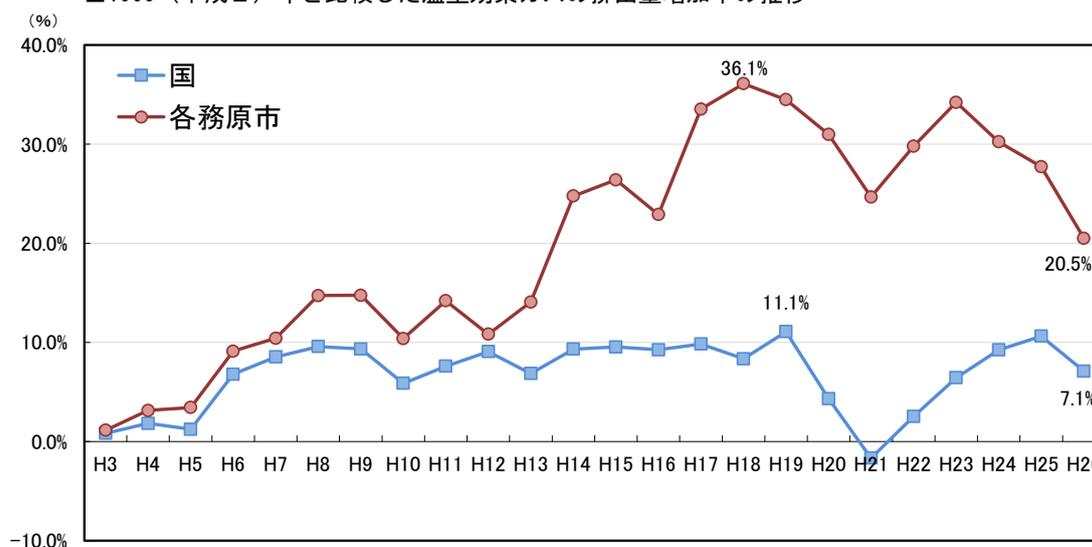
(4) 温室効果ガス排出量の現状

本市の温室効果ガスの排出量は、2014（平成26）年で約1,306千t-CO₂（二酸化炭素換算）となっています。近年は、2011（平成23）年をピークにして微減傾向にあります。1990（平成2）年からの比較では約1.2倍となっており、長期的には増加しています。また、1990（平成2）年からの増加率を国と比較してみると、本市では2002（平成14）年以降、増加率が高くなっています。

■温室効果ガスの排出量の推移

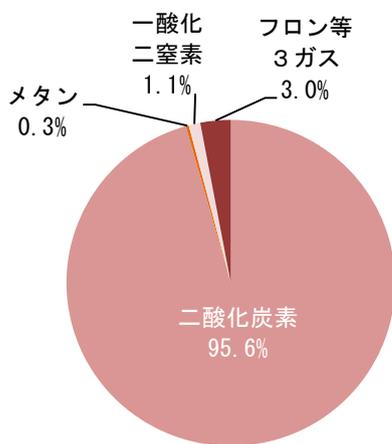


■1990（平成2）年と比較した温室効果ガスの排出量増加率の推移

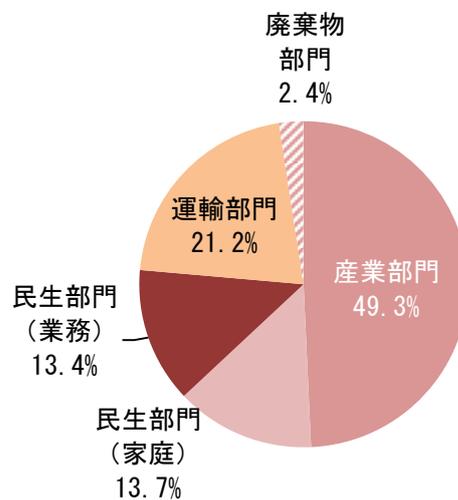


温室効果ガスの種類別で見ると、95.6%が二酸化炭素となっています。部門別で見ると、産業部門が49.3%と約半数を占めていますが、1990（平成2）年と2014（平成26）年を比較すると、産業部門、運輸部門の割合が低下し、民生部門の割合が家庭・業務部門ともに高まっています。

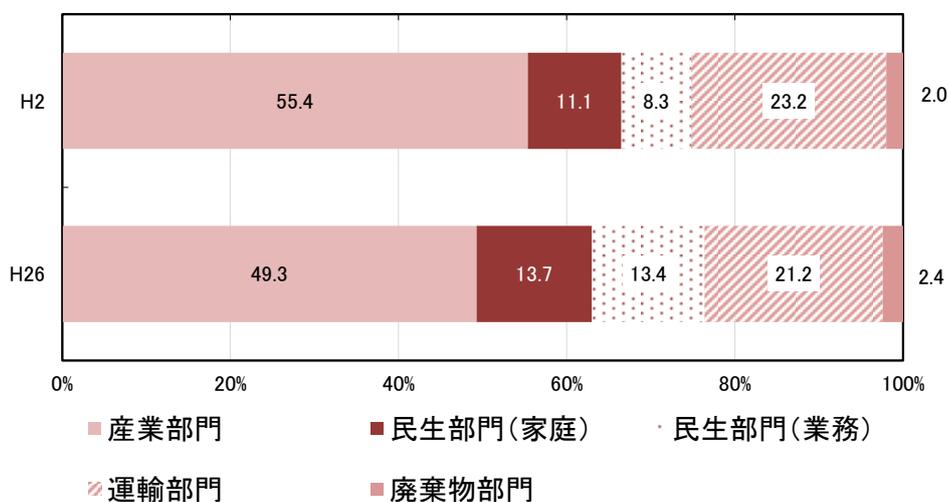
■温室効果ガスの種類別内訳（2014（平成26）年度）



■温室効果ガスの部門別内訳（2014（平成26）年度）



■温室効果ガスの部門別内訳比較



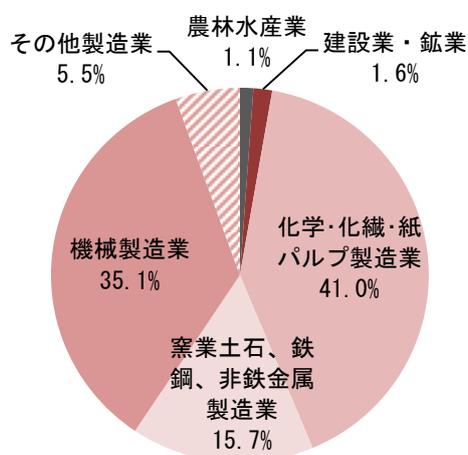
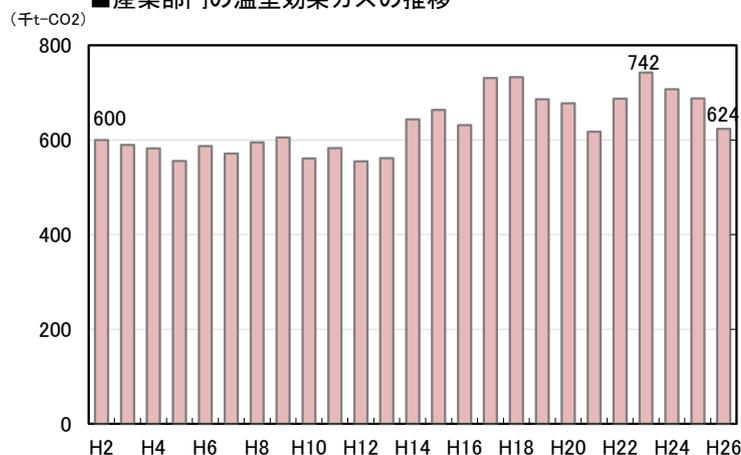
(5) 産業部門に関する現状

産業部門の温室効果ガス排出量は、2011（平成23）年をピークに減少傾向にあります。産業中分類別の内訳をみると、最も高い割合を占めているものは「化学・化繊・紙パルプ製造業」であり、次いで「機械製造業」となっています。

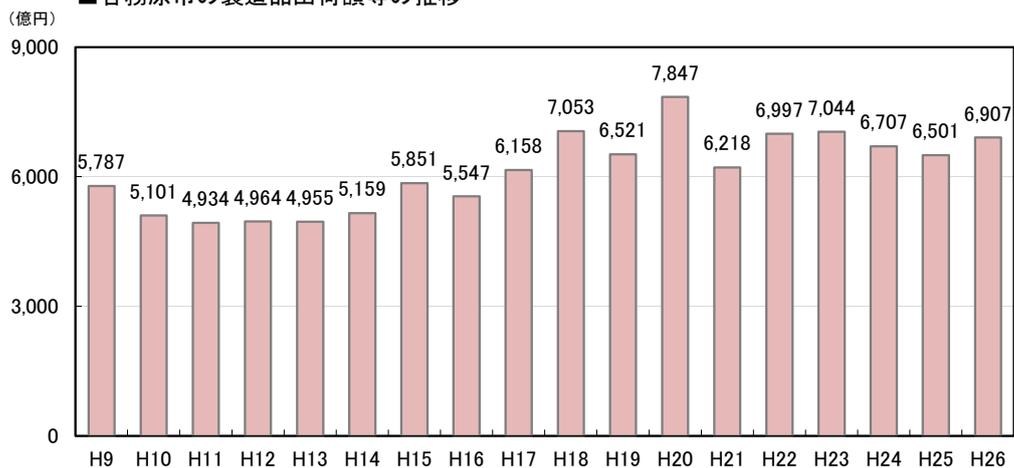
また、製造品出荷額等の状況をみると、2009（平成21）年にリーマンショック^{※7}等の影響により減少していますが、以降回復基調にあります。製造品出荷額等は増加傾向にあります。産業部門の温室効果ガス排出量は継続して減少しており、企業等における環境配慮等が進んでいる可能性があります。

■産業中分類別の温室効果ガスの内訳
(2014（平成26）年度)

■産業部門の温室効果ガスの推移



■各務原市の製造品出荷額等の推移



資料：経済産業省「工業統計」、H23のみ総務省「経済センサス活動調査」

※7 リーマンショック

国際的な金融危機の引き金となったリーマン・ブラザーズの経営破綻とその後の世界的な金融危機のこと。

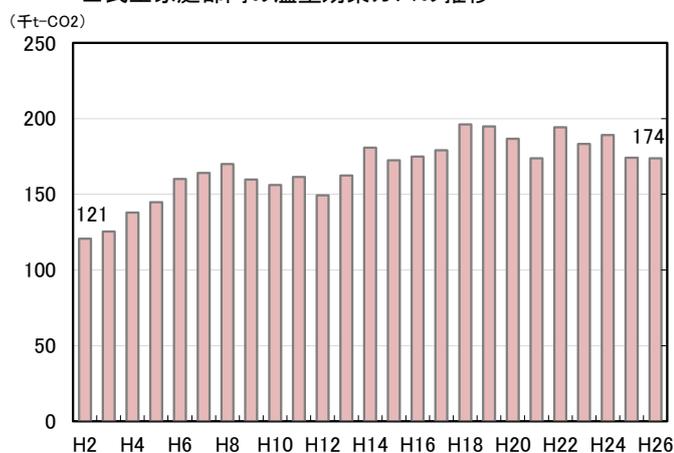
(6) 民生（業務・家庭）部門に関する現状

民生家庭部門は家庭から排出される温室効果ガスを、民生業務部門は店舗、オフィス等の業務施設から排出される温室効果ガスを計上します。

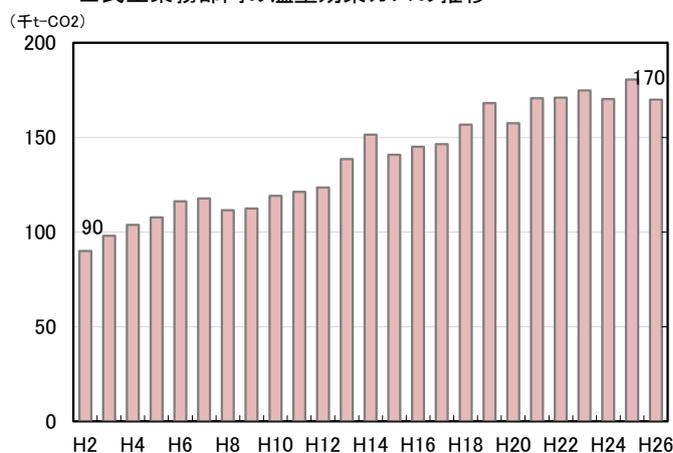
本市の民生部門の温室効果ガスは、1990（平成2）年以降、長期的に増加していますが、近年では民生家庭部門、民生業務部門ともに横ばいまたは微減の傾向となっています。

民生家庭部門の温室効果ガスの排出量に大きく影響を与える世帯数は、右肩上がりです。市町村が実施する対策として、市民に最も身近な分野である民生家庭部門が重要であるとされており、各家庭での対策を促進していく必要があります。

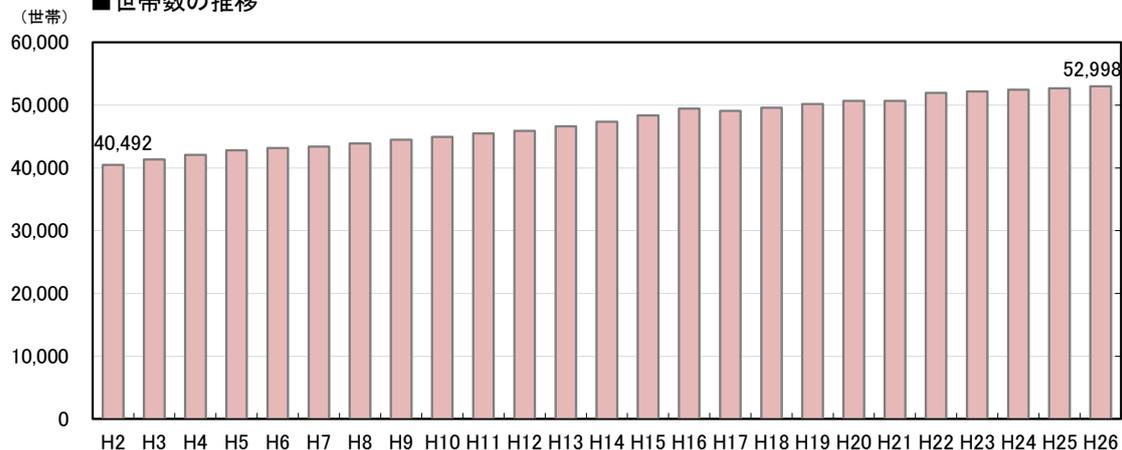
■ 民生家庭部門の温室効果ガスの推移



■ 民生業務部門の温室効果ガスの推移



■ 世帯数の推移

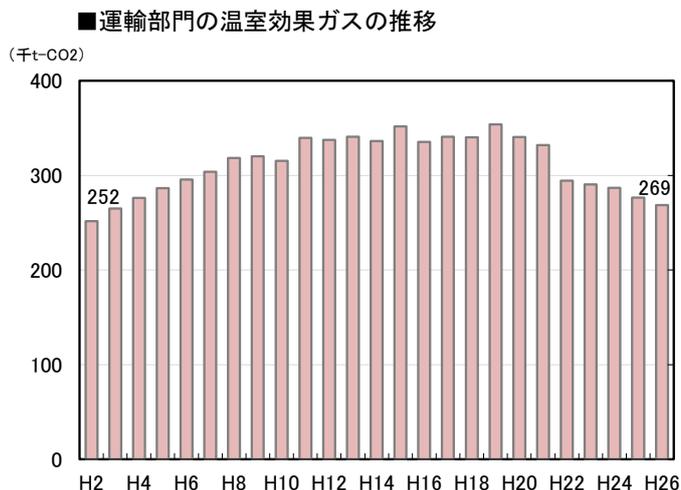


資料：岐阜県統計書

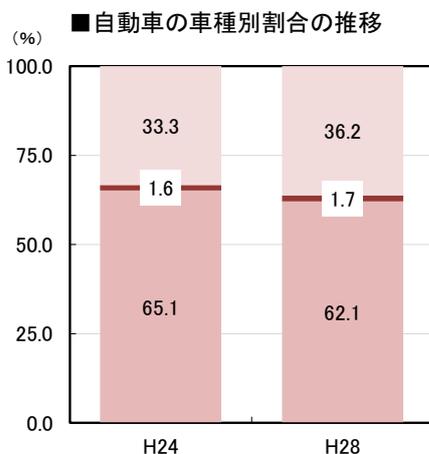
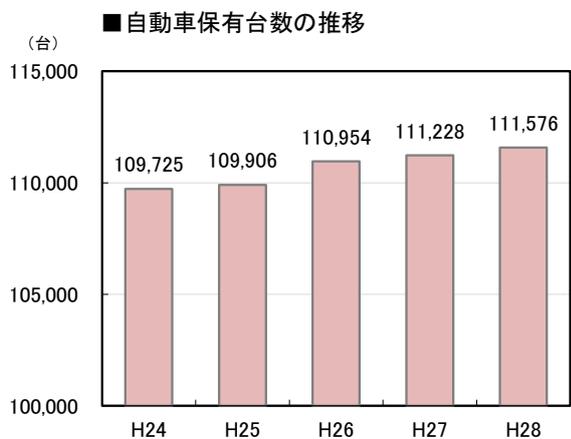
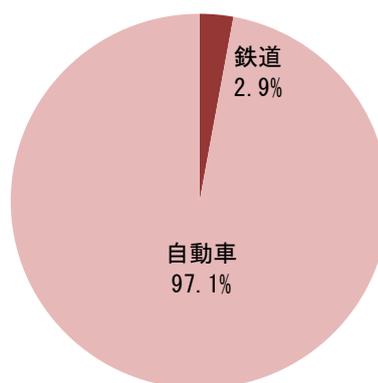
(7) 運輸部門に関する現状

運輸部門の温室効果ガス排出量は、減少傾向にあります。また、2014（平成26）年の鉄道と自動車の排出量の割合をみると、97.1%が「自動車」からとなっています。

本市の自動車の保有台数の推移をみると、年々増加しています。車種の内訳では、「軽自動車」の割合が上昇しており、車両の小型化が進んでいる傾向がみられます。



■ 運輸部門排出量の鉄道・自動車の内訳
(2014（平成26）年度)



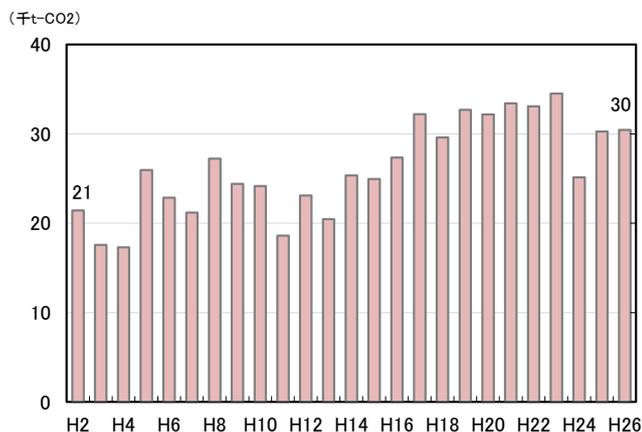
資料：各務原市の統計

資料：各務原市の統計

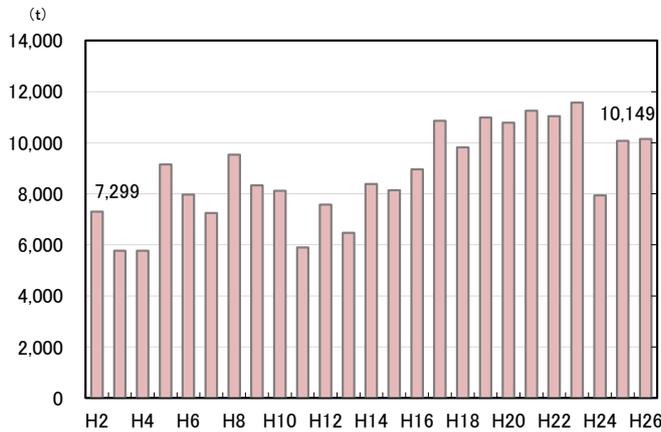
(8) 廃棄物部門に関する現状

廃棄物部門の温室効果ガスは、一般廃棄物焼却量に占める廃プラスチック類の量から求めます。本市の廃プラスチック類の量は増減を繰り返しつつも、長期的には増加傾向にあります。

■ 廃棄物部門の温室効果ガスの推移



■ 各務原市の一般廃棄物中の廃プラスチックの量

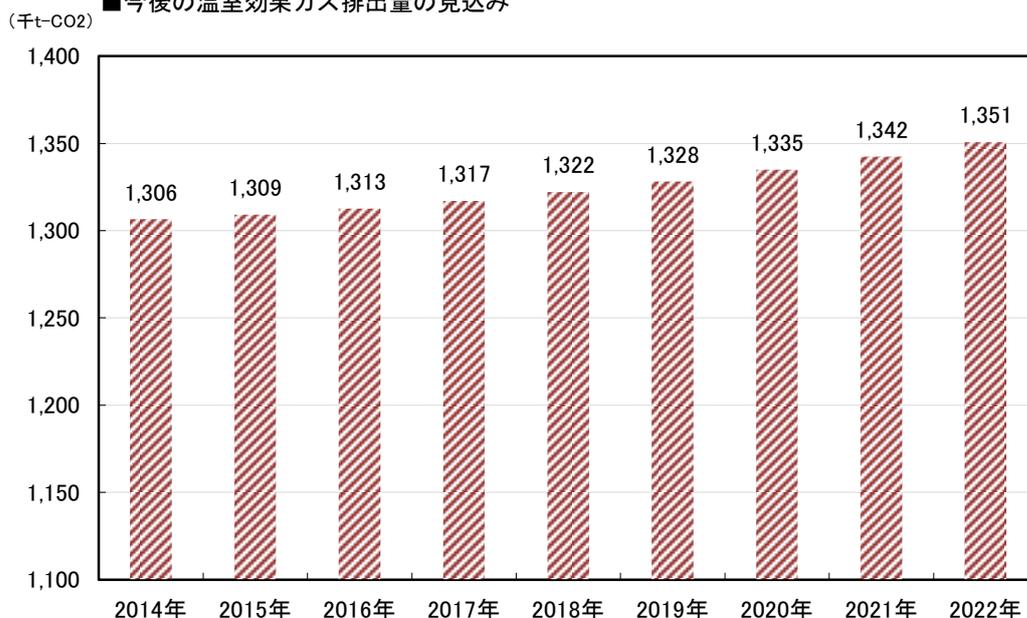


資料：各務原市北清掃センター

(9) 温室効果ガス排出量の見込み (現状^{すうせい}趨勢ケース)

現状のまま、特に対策を講じない場合の温室効果ガス排出量 (現状^{すうせい}趨勢ケース) について、これまでのトレンドや今後の人口推計等をもとに将来推計を行うと、次のようになります。

■ 今後の温室効果ガス排出量の見込み



第4章 温室効果ガス削減に向けた目標

(1) 目標設定の考え方

2015（平成27）年12月に締結された「パリ協定」では、産業革命前からの気温上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること等の目標が盛り込まれました。

また、日本では、2016（平成28）年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、中期目標として2030年度までに2013年度比26%、長期目標として2050年までに2013年度比80%の温室効果ガスの排出削減を目指すとしています。

以上を踏まえ、本市でも国の目標と歩調を合わせることを基本とし、以下の削減目標を設定しました。

(2) 目標値

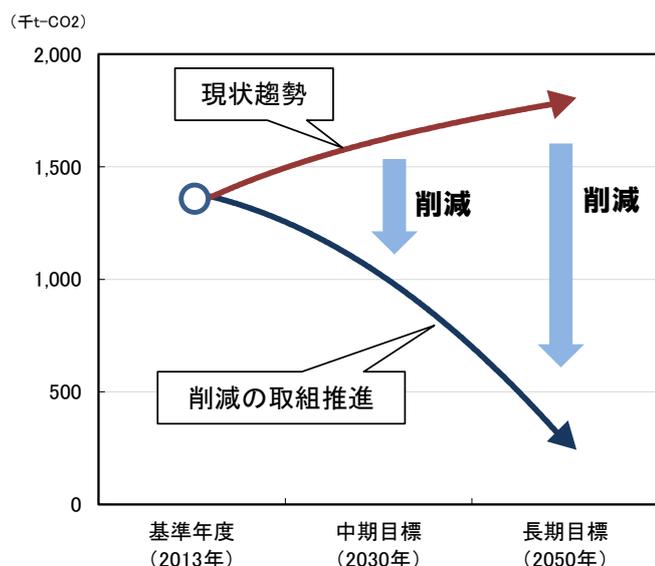
◆中期目標

2030年度における温室効果ガス排出量を、2013年度比で26%削減する。

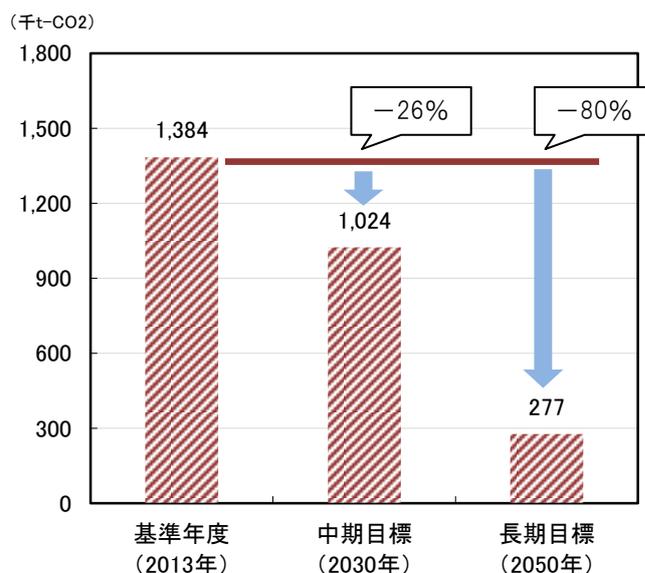
◆長期目標

2050年度における温室効果ガス排出量を、2013年度比で80%削減する。

■削減に向けた考え方

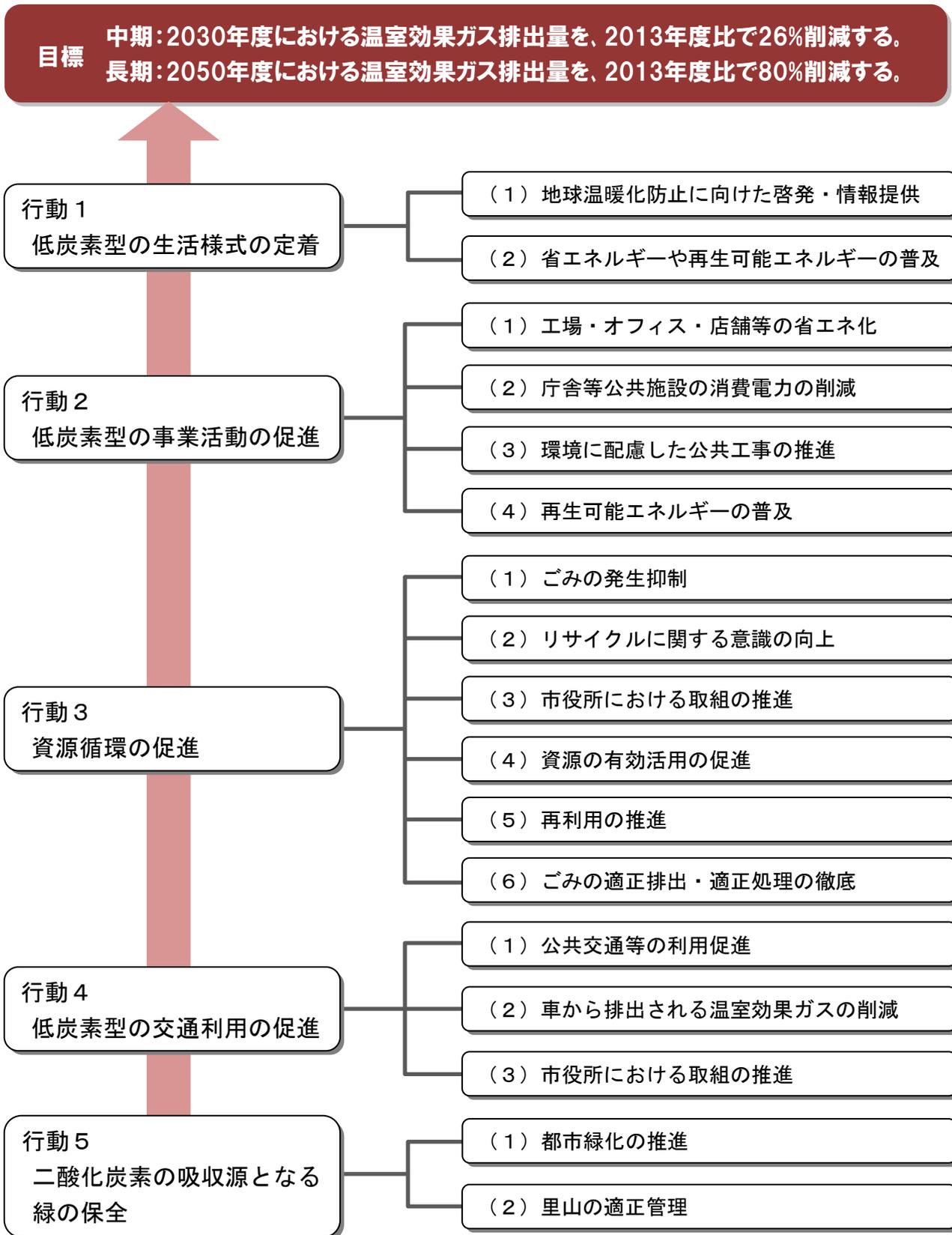


■各務原市の排出量及び削減目標



第5章 施策の展開

施策の体系



行動1 低炭素型の生活様式の定着

【市民に期待される行動】

- ・温室効果ガスの排出量を削減するため、家庭でできる対策を実行しましょう。
- ・家電製品を買い替える場合は、環境負荷^{※8}の低いものを選びましょう。
- ・エネルギーの効率的な利用や再生可能エネルギー^{※9}の導入に努めましょう。
- ・子どもが地球温暖化防止に関心が持てるよう、家族で話し合しましょう。
- ・地球温暖化防止に関する取組を宣言し、実践しましょう。
- ・図書館やウェブサイトなどを活用し、地球温暖化防止に関する情報収集や学習を進めましょう。
- ・地域や学校において子ども向け環境学習を実施しやすいように、講師の依頼について積極的に協力しましょう。
- ・市の環境活動などの情報収集に努めましょう。
- ・市などが実施する環境学習の機会やイベント等に積極的に参加しましょう。
- ・地球温暖化防止活動等に取り組む団体の活動の情報を収集するとともに、興味・関心のある団体の活動に参加しましょう。
- ・所属する団体の地球温暖化防止活動等の取組を積極的に発信しましょう。
- ・住宅を新改築する際には、断熱性の高い素材を用いたり、効率の高い照明や給湯器などを導入して住宅の省エネ効果を高めましょう。
- ・冷房や暖房の温度を適切に調整しましょう。
- ・家族がひとつの部屋に集まる家族団らんの時間を増やしてエネルギーの節約を図りましょう。
- ・こまめにプラグを抜くなど、待機電力^{※10}の削減を実施しましょう。
- ・流通段階で環境負荷の少ない、地元産の農作物の購入を心がけましょう。
- ・太陽光発電や燃料電池等の新エネルギーを導入しましょう。

【市の行動及び市民に対する行動促進策】

資源やエネルギーをなるべく抑えた生活を目指す省エネライフの普及には、市民一人一人ができることから実践を積み重ねていく姿勢が大切です。そこで、誰にでも始められる行動や省エネライフのメリットに関する情報の提供を行い、環境に配慮したライフスタイルの実践を促します。

また、地域や学校、職場において、省エネライフや資源循環、自然環境について学ぶ機会や関連する情報を提供するとともに、既存のイベント機会を活用して周知・広報を図ります。

※8 環境負荷

人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。

※9 再生可能エネルギー

太陽光・太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などの自然現象の中で資源が再生されるエネルギーのこと。

※10 待機電力

家電製品などのスイッチがオフになっている状態でも、モニター表示や内蔵時計、各種設定のメモリーの維持などのために常時消費される電力のこと。

(1) 地球温暖化防止に向けた啓発・情報提供

取組内容	具体的取組
地球温暖化防止啓発図書コーナー常設	市立図書館等公共施設において、環境をテーマとした図書コーナーを設置します。
エコライフに関する情報提供	環境イベント等で、エコライフに関する情報を広く市民に提供します。
口座振替支払通知書による3R推進啓発	市からの郵便物に環境啓発のPR文を印刷します。
省エネ住宅の普及啓発	省エネ住宅に関する情報提供を行い、普及を図ります。
省エネ製品の普及啓発	省エネ効果やランニングコストの低減などの情報を提供し、省エネ製品の普及拡大を図ります。
環境講座の開催	環境をテーマとした講座を開催します。
環境をテーマとしたイベントの開催	次世代を担う子どもたちに環境問題について興味を持ってもらうため、環境教室を開催します。
環境に関する情報の提供	市民や事業者に向け、地球温暖化防止に関する情報を提供します。
環境月間 ^{*11} での啓発活動	環境月間において、市の環境活動についてパネル展示を行います。

(2) 省エネルギーや再生可能エネルギーの普及

取組内容	具体的取組
節水の普及促進	水道週間 ^{*12} にパッキンを配布し、無駄な水の使用を少なくするよう啓発を行います。漏水のおそれがある家庭に対し、注意喚起を行い、早期対応を促進します。
クリーンエネルギーの活用促進	学校施設に導入した太陽光発電を積極的に活用します。住宅や事業所へクリーンエネルギーの普及啓発を図ります。

^{*11} 環境月間

平成3年度から、6月の1か月間を「環境月間」として定め、全国で様々な行事が行われている。

^{*12} 水道週間

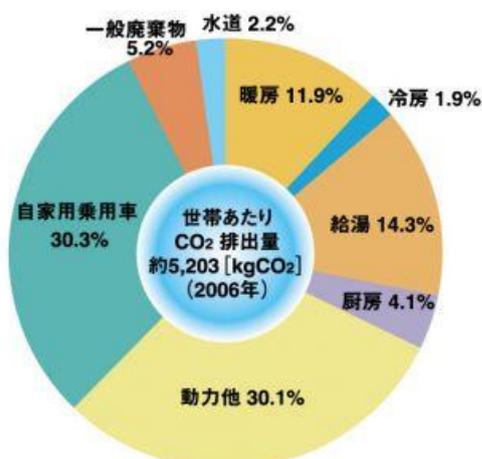
水道について国民の理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るとともに、水道の今後の発展に資するために昭和34年度に設けられ、毎年6月1日～7日までの1週間、広報活動等の運動を重点的に実施している。

私たちができること

—うちエコ！アクション①—

現在、国民1人あたりが家庭から排出する二酸化炭素は1日平均で約6 kg。
自分にできることからひとつひとつ、取組を積み重ねて二酸化炭素の排出量を減らしましょう。

家庭からの二酸化炭素排出量



出典：国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス
「日本の温室効果ガス排出量データ(1990～2006年度)」
(2008.7.9発表)

お風呂／トイレで



- シャワーの利用時間を1日1分短くする **74g**
- 風呂の残り湯を洗濯に使いまわす **7g**
- 入浴は間隔をあげずに行う **86g**
- 使わないときは温水洗浄便座のフタを閉める **15g**

キッチンで

- 炊飯器の保温をやめる **37g**
- ガスコンロの炎をなべ底からはみ出さないように調節する **5g**
- 冷蔵庫にものを詰め込み過ぎない **18g**
- 冷蔵庫を壁から適切な間隔で設置する **19g**



リビングで

- テレビを見ないときは消す **13g**
- 1日1時間パソコンの利用を減らす(デスクトップ型パソコン) **13g**
- 主電源をこまめに切って待機電力を節約 **65g**
- 夏の冷房時の設定温度を26℃から28℃に2℃高くする。 **83g**
- 冬の暖房時の設定温度を22℃から20℃に2℃低くする。 **96g**



※数字は1人1日あたりのCO₂削減量
出典：チーム・マイナス6%（環境省）HP
めざせ！1人1日1kgCO₂削減「私のチャレンジ宣言」より

全国地球温暖化防止活動推進センター

<http://www.jccca.org>

JCCCA
Japan Center for Climate Change Actions

®

行動2 低炭素型の事業活動の促進

【事業者に期待される行動】

- ・子どもが地球温暖化防止に関心が持てるよう、工場見学などを積極的に受け入れましょう。
- ・地域や学校において子ども向け環境学習を実施しやすいように、講師の依頼について積極的に協力しましょう。
- ・従業員等が外部の機関による検定などを受検することを推奨しましょう。
- ・低炭素型事業活動の優良事例を収集しましょう。
- ・市の環境活動などの情報収集に努めましょう。
- ・市などが実施する環境イベント等に積極的に参加しましょう。
- ・地域の地球温暖化防止活動等に取り組む団体の活動に参加しましょう。
- ・所属する団体の地球温暖化防止活動等の取組を積極的に発信しましょう。
- ・消費電力の少ないOA機器を選択、購入し、使用しましょう。
- ・従業員等が地球温暖化防止に配慮した事業活動を行うことができるよう、学習機会を提供しましょう。
- ・従業員に対し、地球温暖化防止対策に対する意識を高めるよう啓発を行いましょう。
- ・従業員の地球温暖化防止活動を理解し、その活動を支援しましょう。
- ・新改築及び大規模修繕時に断熱性の高い素材を用いたり、窓を複層ガラス^{※13}にすることで、事業所ビルの省エネ効果を高めましょう。
- ・エアコンの適切な使用による室温の管理や、昼休み消灯などの省エネ行動を実践しましょう。
- ・従業員に地球温暖化防止に関する情報を提供しましょう。
- ・温室効果ガスの排出量を削減するため、事業所でできる対策を実行しましょう。
- ・エネルギーの効率的な利用や再生可能エネルギーの導入に努めましょう。
- ・事業所内の設備を買い替える場合は、環境負荷の低いものを選びましょう。
- ・食品事業者等は、地元産の農作物の利用に努めるとともにPRを行い、地産地消^{※14}を推進しましょう。

【市の行動及び事業者に対する行動促進策】

事業所において、工場やオフィス、店舗などの建物や設備の省エネ化を進め、発生する温室効果ガスの削減を目指します。そのために、地域の環境対策や、廃棄物対策及びその他の環境配慮に積極的に取り組んでいる市内事業所を市ウェブサイト等で広く紹介し、事業者の取組を支援します。

また、市は自らの事業から排出する温室効果ガスの発生抑制を図るため、庁内消費電力の削減、再生エネルギーの導入、環境に配慮した公共工事を今後も引き続き推進します。

※13 複層ガラス

複数枚の板ガラスの間に乾燥空気等を入れて密封し、組み立てたガラスのこと。断熱性・遮音性にすぐれ、結露防止にも有効である。

※14 地産地消

地域で生産された生産物を、その生産された地域内において消費すること。

(1) 工場・オフィス・店舗等の省エネ化

取組内容	具体的取組
企業への省エネ情報の提供	企業へ省エネに関する情報提供を行います。
優良事業所の紹介	環境に配慮した取組を積極的に行っている事業所のPRを行います。
各務原市小口融資制度	中小企業の経営安定化などに必要な資金を融資する小口融資制度を運用して、環境配慮型事業活動を推進します。

(2) 庁舎等公共施設の消費電力の削減

取組内容	具体的取組
庁舎内電力消費量の削減	庁舎内の消費電力の削減に努めます。
本庁舎の温度管理の適正化	本庁舎の設定温度を適正に保ちます。
クールビズ ^{※15} 、ウォームビズ ^{※16} の推進	クールビズ、ウォームビズを励行します。
公共施設等の照明のLED ^{※17} 化	公共施設等の照明をLED化し、消費電力の削減に努めます。
新庁舎におけるビルエネルギー管理システムの導入	新庁舎の維持管理の最適化を図るため、建物のエネルギーや機器効率などが把握可能なビルエネルギー管理システムの導入を検討します。

※15 クールビズ

夏のオフィスの冷房設定温度を省エネ温度に設定し、それに応じて軽装化をする夏のビジネススタイルのこと。

※16 ウォームビズ

秋冬のオフィスの暖房設定温度を省エネ温度に設定し、暖かい服装を着用する秋冬のビジネススタイルのこと。

※17 LED

いわゆる発光ダイオードのこと。電気のエネルギーを直接、光エネルギーに変換することができるため、熱や運動エネルギーの無駄を抑え、効率良く光らせる特性を持つ。

(3) 環境に配慮した公共工事の推進

取組内容	具体的取組
環境に配慮した建設工事の推進	市が発注する建設工事の請負業者に、環境負荷を低減する取組を義務付け、評価します。
撤去看板の再利用	撤去した違反看板について各種イベントなどでの再利用を図ります。
公共工事での省エネ材料の活用	公共工事で使用する建材や仮設工材料などは省エネタイプの製品を使用するようにします。

(4) 再生可能エネルギーの普及

取組内容	具体的取組
新庁舎における自然エネルギーの活用	新庁舎において、太陽光発電、地中熱利用、雨水利用などの自然エネルギー技術の活用や、自然通風や自然採光を効率的に取り込みます。
焼却熱を利用した発電	廃棄物を焼却して得られる熱エネルギーを回収し、北清掃センター場内で使用する電力の発電の燃料として活用します。

コラム：自然エネルギーって？

自然エネルギーとは、太陽光や太陽熱、風力、水力、地熱などの自然現象から得られるエネルギーのことをいいます。

石油や石炭などのいわゆる化石燃料はいつかなくなる可能性があります。私たちの生活で使うエネルギーのほとんどは、これらの化石燃料に支えられています。さらに日本は、エネルギー自給率が非常に低く、エネルギー資源の多くを海外に頼っている状況です。

このような中、これからの日本にとって、自然エネルギーを有効に活用することが重要になっており、2012（平成24）年7月からは再生可能エネルギーの「固定価格買取制度」がスタートしています。



行動3 資源循環の促進

【市民に期待される行動】

- 家族一人一人が3R（リデュース、リユース、リサイクル）を意識し、お互いに声を掛け合しましょう。
- ごみを出さないライフスタイルを定着させましょう。
- マイバッグを持参し、レジ袋や過剰包装を辞退しましょう。
- 不必要なものは買わないようにし、使い捨て製品ではなく、なるべく長く利用できる製品の購入に努めましょう。
- 生ごみの多くを占める水分を取り除くために、水切りをするように努めましょう。
- 食べられるのに廃棄される食品（食品ロス）を削減するように努めましょう。
- 買い物前に冷蔵庫の中身等を確認し、必要な量の食品を購入しましょう。
- 外食をする際には、食べ残しをしないように、食べられる量だけを注文しましょう。
- ハザーやフリーマーケットなどを積極的に利用し、ものを大切に作る生活を実践しましょう。
- 隣近所や友人間で、まだ使える製品の再使用を進めましょう。
- 一人一人がリサイクルの重要性を認識し、資源として有効に利用することを心がけましょう。
- 小中学校PTAや地域の子ども会等が主催する資源集団回収の趣旨を理解し、活動に積極的に協力しましょう。
- 古紙回収ステーションなどを利用し、古紙のリサイクルに協力しましょう。
- 雑がみは、燃やすごみ袋に入れず、古紙としてのリサイクルに協力しましょう。
- 緑ごみの拠点回収に協力しましょう。
- 小型家電の回収に協力しましょう。
- リサイクル製品など環境に配慮した商品の購入に努めましょう。
- 市が実施するリサイクル施設の見学会などに参加し、意識を高めましょう。
- ごみはごみ出しルールを守って、指定のごみステーションなどの決められた場所に出しましょう。
- 分別ルールに従って、ごみを分別しましょう。



【事業者に期待される行動】

- ・事業活動において常に3R（リデュース、リユース、リサイクル）を意識しましょう。
- ・販売事業者等は、レジ袋の削減や、包装紙の簡素化等に努めましょう。
- ・コピー用紙の削減やごみの少ない事業活動に努めましょう。
- ・商品化のための原材料において、適切な量の購入に努めましょう。
- ・製造過程において、資材のロス削減するように努めましょう。
- ・飲食事業者は、利用者の食べきりを促進するために、小盛りやハーフサイズのメニューを設けるなど、利用者の希望に沿った量での料理を提供するように努めましょう。
- ・歓送迎会等の宴会を行う際には、3010運動^{※18}を推奨しましょう。
- ・容器や包装、梱包材等で再商品化が可能なものは、再使用しましょう。
- ・自ら排出する廃棄物について、可能なものはリサイクルを徹底しましょう。
- ・リサイクル技術の積極的な開発や活用に努めましょう。
- ・販売事業者は食品トレイやペットボトルなどの回収ボックスを設置するなどして、店頭回収を推進しましょう。
- ・資材等の購入に際しては、グリーン購入^{※19}に努めましょう。
- ・製造業者においては、容易にリサイクルが可能な製品の製造に努めましょう。
- ・販売事業者においては、リサイクル製品など環境に配慮した商品の販売に努めましょう。
- ・消費者がリサイクルを意識した生活ができるよう、リサイクル製品の取り扱いを積極的にPRしましょう。

【市の行動及び市民・事業者に対する行動促進策】

限りある資源を上手に使うため、市民、事業者、市役所など各場面において、それぞれが3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、資源循環と資源の有効利用を目指します。

リデュースでは、レジ袋有料化実施店舗の拡大や全市民マイバッグ運動の啓発・実践、使い捨て商品の利用抑制の呼び掛けを引き続き推進し、ごみの発生を抑制します。

リユースでは、家庭等にある不用品情報の提供などにより、資源の再使用の意識高揚を図ります。

リサイクルでは、リサイクルの重要性を啓発するほか、資源回収の推進、緑ごみの堆肥化・バイオマス^{※20}燃料化に取り組み、ごみの減量化を進めます。

※18 3010 運動

宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、「乾杯後 30 分間」は席を立たずに料理を楽しみ、「お開き 10 分前」になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しむことを呼びかけて、食品ロスを削減する取組のこと。

※19 グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

※20 バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

(1) ごみの発生抑制

取組内容	具体的取組
レジ袋削減実施店舗の情報提供	レジ袋削減実施店舗の情報を提供します。
ごみの発生抑制の仕組みづくり	ごみの発生抑制について、市民や事業者に呼びかけるとともに、仕組みづくりを検討します。
生ごみの水切りや食品ロス削減の啓発	生ごみの水切りや食品ロス削減を啓発することで生ごみの減量を推進します。

(2) リサイクルに関する意識の向上

取組内容	具体的取組
リサイクル施設見学	リサイクル施設（北清掃センター）の見学会を開催し、市民にリサイクルの必要性をPRします。
ごみ出しガイドブックの改訂	各家庭で発生したごみの出し方などを詳細にまとめた「ごみ出しガイドブック」を随時改訂し、市民へ情報提供します。

(3) 市役所における取組の推進

取組内容	具体的取組
使い捨て商品の利用抑制	窓口封筒の配布を抑制します。また、「マイ水筒」「マイ箸」「マイカップ」の使用を推奨します。
印刷・コピー部数の削減	各種印刷物・コピーの部数・枚数の削減を図ります。
公文書のリサイクル	廃棄する公文書のリサイクルに努めます。
水道仮設配管材料の再使用回数の増加	水道仮設配管材料の再使用回数を増やして、廃棄物の削減を図ります。

(4) 資源の有効活用の促進

取組内容	具体的取組
資源集団回収の奨励	非営利団体などによる資源回収活動を支援します。
古紙回収拠点の拡大と回収日時の情報提供	古紙回収拠点の情報提供と積極的な活用を推進します。
学校を中心とした牛乳パックのリサイクル	学校給食で使用した牛乳パックのリサイクルを推進します。

取組内容	具体的取組
学校給食ごみ（食用油）のリサイクル	学校給食の使用済み食用油のリサイクルに努めます。
緑ごみの有効活用	せん定枝などの緑ごみを、バイオマス燃料などとして有効活用します。
焼却熱を利用した発電	廃棄物を焼却して得られる熱エネルギーを回収し、北清掃センター場内で使用する電力の発電の燃料として活用します。
焼却灰のリサイクル	ごみ焼却後、最後に残る焼却飛灰をさらに再資源化することにより、飛灰の埋立量を最小限にします。

（５）再利用の推進

取組内容	具体的取組
不用品交換銀行	不用になった家庭用品等で、まだ使用できる品物については広く市民へ情報提供し、再使用を促します。

（６）ごみの適正排出・適正処理の徹底

取組内容	具体的取組
事業系ごみの適正処理	排出事業者による適正排出と資源化を推進するとともに、適切な処理の指導を行います。
家庭系ごみの適正排出	家庭系ごみについて、分別などのごみ出しルールとマナーの徹底を図ります。
ごみの適正処理	北清掃センターに搬入されたごみを適切に処理します。

私たちができること

—うちエコ！アクション②—

ものを買うときは、必要なものを必要な量だけ、が原則ですが、
購入するときには出来るだけ環境によいものを選びましょう。

① 買い物袋を持ち歩く。



② 包装の少ないものを選ぶ。



③ 洗剤などは、中身の詰め替えができるものを選ぶ。



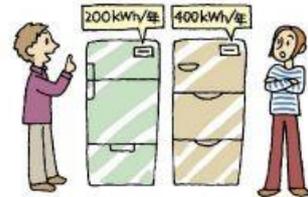
④ 電球が切れた場合には、電球形蛍光灯に取り替える。



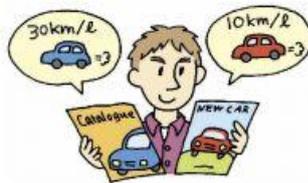
⑤ 繰り返し使えるリターナブル瓶を使う。



⑥ エネルギー効率の良い家電製品を選ぶ。



⑦ 燃費の良い車を選ぶ。



⑧ リサイクル商品を購入する。



⑨ 買い物には、鉄道や自転車を利用したり、歩いて行く。



環境に配慮した製品についているマークを参考に、
グリーン購入を心がけましょう。



エコマーク

「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた文具などの商品につけられています。



省エネ性マーク

省エネ基準を満たしたエアコン、蛍光灯器具、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、ストーブ、ガス調理機器、ガス湯水機器、石油湯水機器、電気洗濯機、圧搾機、電子計算機、磁気ディスク装置についての。緑色のラベルは省エネ基準達成率100%以上の製品。



国際エネルギースターマーク

待機時消費電力に関する基準を満たしたコンピュータ、プリンタ、FAX、コピーなど8つのOA機器についての。



グリーンマーク

トイレットペーパー、コピー用紙、ノートなど古紙を規定の割合以上利用した製品についての。



統一省エネラベル

エアコン、テレビ、電気冷蔵庫については機器単体のエネルギー消費量が大きく、製品毎の省エネ性能の差が大きいことから、省エネラベル制度及び年間の目安電気料金に加え、多段階評価制度を組み合わせた統一省エネラベルによる表示を定めています。

全国地球温暖化防止活動推進センター

<http://www.jccca.org>



行動4 低炭素型の交通利用の促進

【市民・事業者に期待される行動】

- ・自動車を買換える際は、ハイブリッド自動車や電気自動車を購入しましょう。
- ・自動車の不必要な利用を控え、鉄道やバスなどの公共交通機関等を利用しましょう。
- ・環境に配慮した自動車の運転に心がけましょう。
- ・急発進や空ぶかし、アイドリングの抑制に努めましょう。
- ・タイヤの空気圧等の点検、整備を行い、燃費の向上に努めましょう。
- ・宅配便を1回で受け取るように努めましょう。

【市の行動及び市民・事業者に対する行動促進策】

自動車による温室効果ガス排出量を削減し環境負荷を軽減するために、燃費が良く、環境負荷の少ない自動車選びを推進するための意識啓発を進めるとともに、エコドライブや車輛の適切な管理などの周知を図り、無駄な燃料の消費を抑えた車利用を促進します。

また、公用車やふれあいバスの車輛更新時にエコカー^{※21}を導入するなど、市としても積極的にエコカーの普及促進に努めます。

徒歩、自転車、公共交通など、自動車以外の交通手段の利便性向上や移動の快適性を高めるとともに、車利用を控えるノーカーデーを呼び掛けるなど、車から公共交通などの他の交通手段への転換を促進します。

(1) 公共交通等の利用促進

取組内容	具体的取組
公共交通の利用促進	ふれあいバスの利便性を向上させ、利用を促進します。
歩行者・自転車にやさしい道路整備	歩行者・自転車にやさしい道路整備に努めます。
サイクリングロードの整備	自転車が走りやすいサイクリングロードを整備し、自転車利用を促進します。



^{※21} エコカー

電気自動車、ハイブリッド車など、ガソリンのみを利用する車に比べ環境への負荷が小さい自動車の総称。

(2) 車から排出される温室効果ガスの削減

取組内容	具体的取組
エコカー購入の啓発	エコカーの購入を啓発します。
公用車・ふれあいバスへのエコカー導入	公用車・ふれあいバスなどの更新時にエコカーを導入します。
交通渋滞緩和のための道路整備	交通渋滞は自動車のエネルギー効率を下げるため、交通渋滞の緩和のための道路整備を実施します。
地産地消を通じた輸送に伴う温室効果ガスの低減	地元農産物の学校給食への活用を推進します。

(3) 市役所における取組の推進

取組内容	具体的取組
徒歩・自転車通勤の奨励及びノーカーデーの実施	市職員に対してノーカーデーを設定し、自動車を使わない通勤を奨励します。
エコドライブの推進	公用車使用の際のエコドライブを徹底します。市民に対し、エコドライブを推進します。

コラム：環境にやさしい運転方法

自動車を運転する際の急発進や急加速、駐停車の際のアイドリング、タイヤの空気圧不足、交通渋滞などは、いずれも燃費が悪化し、環境にもやさしくありません。エコドライブは事故防止にもつながるため、積極的に取り組みましょう。

また、たくさんの人を一度に運ぶことができるバスや鉄道などの公共交通機関は、自動車よりも環境に優しい移動手段です。積極的に利用しましょう。



私たちができること

—エコドライブをしよう!—

やさしい発進を心がけましょう
ふんわりアクセル「eスタート」

最初の5秒で
時速20キロが目安



車は発進する時に多くの燃料を消費します。
普通の発進より少し緩やかに発進するだけで燃費が10%程度改善します。
やさしいアクセル操作は安全運転にもつながります。
時間に余裕を持ってゆったりした気分で運転しましょう。

この他にもできることを
やってみよう

- **加速度の少ない運転をしよう**
車間距離は余裕をもって交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう。
- **道路交通情報を活用しよう**
出かける前に計画・準備をして、渋滞や道路障害等の情報をチェック。
- **駐車場所に注意しよう**
渋滞などをまねくことから、違法駐車はやめましょう。
- **アイドリングストップは5秒以上!**
エンジンを始動するときに必要な燃料はアイドリング約5秒分。5秒以上のアイドリングストップをすれば省エネになります。

参考：(財)省エネルギーセンター ホームページ

＜例えばこれだけ省エネ・家計の節約が出来ます＞



●2,000ccオートマチック乗用車、年間の走行距離10,000km、燃費11.5km/ℓの場合
※ガソリン価格111円/ℓとして計算
●ガソリンの二酸化炭素排出係数2.3kg-CO₂/ℓとして計算

出典：(財)省エネルギーセンター

全国地球温暖化防止活動推進センター

<http://www.jccca.org>

JCCCA
Japan Center for Climate Change Actions

®

行動5 二酸化炭素の吸収源となる緑の保全

【市民に期待される行動】

- ・建物屋上や壁面、敷地内などに緑を増やしましょう。
- ・地域の公園や街路樹の落ち葉清掃等のボランティア活動に参加しましょう。
- ・自宅の庭や生垣等を活用して緑化を推進しましょう。
- ・地域の農地・農業用水等の資源の保全管理を行う取組に参加しましょう。
- ・里山保全や森林保全に関するボランティア活動等に参加しましょう。
- ・所有する山林の管理に努めましょう。

【事業者に期待される行動】

- ・地域の公園や街路樹の落ち葉等の清掃活動に参加しましょう。
- ・事業所の敷地等を活用して緑化を推進しましょう。
- ・里山保全や森林保全に関するボランティア活動等に協力しましょう。
- ・農業事業者は、耕作放棄地などをつくらないように、農地を適正に管理しましょう。
- ・農業事業者は、農業後継者を育成するよう努めましょう。

【市の行動及び市民・事業者に対する行動促進策】

二酸化炭素の吸収源となる樹木等の緑を拡大することで、温室効果ガスの削減を推進します。

本市では、緑の基本計画に基づき、都市公園、街路等における植栽を進めてきましたが、今後も引き続き緑化推進に取り組み、市内一円に広がる緑のネットワークの形成を目指します。

また、公共施設等の公共空間での緑化を進めるとともに、民有地におけるまとまった緑の保全や敷地内の緑化を進め、市内の緑の量を増やすとともに、潤いのある景観形成を図ります。

本市の北側の市境一帯には里山が広がっていますが、近年は人の手が入らず、植生の単一化や土壌の劣化など、里山の荒廃が進んでいます。里山の定期的な間伐や植栽を進めるとともに、里山資源の有効活用を図り、豊かで健全な里山の実現を目指します。

こうした自然を守り、育てていくために、地域の自然に市民がふれ合うことができるよう環境整備を進めます。



(1) 都市緑化の推進

取組内容	具体的取組
緑の基本計画に基づく基盤整備	緑の基本計画に基づく基盤整備を推進します。
緑化率の向上	接道や敷地内の緑化率向上を図ります。
公共施設の緑化推進	公共施設や学校、駅前広場等の緑化を推進するとともに河川・水路を活用して自然とふれ合うことができる環境整備を進めます。

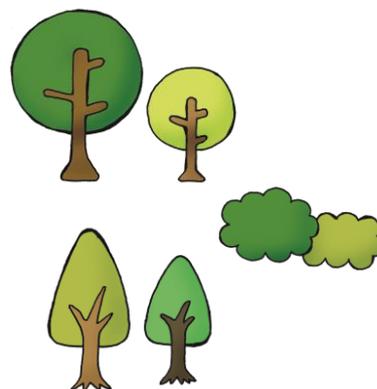
(2) 里山の適正管理

取組内容	具体的取組
里山保全のための活動材料の提供や人材育成支援	里山保全活動を行っていく上で必要となる道具などを貸与・提供します。また、人材を育成するための支援を行います。
森林整備	優良林を育成するため森林整備を実施します。
市民緑地制度の活用	市民緑地制度を活用して、市内の現存する緑地において散策路やベンチ等の整備や適正な維持管理を行い、市民が緑とふれ合うことができる環境整備を進めます。

コラム：温暖化対策における森林

樹木は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収するとともに、酸素を発生させながら炭素を蓄え、成長します。地球の温暖化への影響が最も大きいとされる二酸化炭素について、森林が吸収源として大きな役割を果たしています。

国では2013年度から2020年度までの間において年平均52万ha、2021年度から2030年度までの間において、年平均45万haの間伐の実施や地域材の利用等の森林吸収源対策を実施する取組が行われています。



第6章 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制について

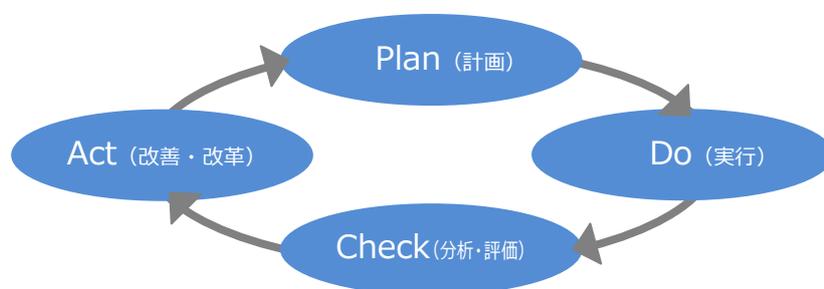
本計画に掲げた取組が市民・事業者・行政の連携により推進されるよう、ウェブサイトなどの媒体を活用しながら、内容の周知に努めます。

さらに本計画に位置つけた行政の取組を総合的に推進していくため、関連する市役所内関係各課との緊密な連携を図ります。

(2) 計画の進行管理について

本計画に位置つけた行政の取組を総合的に推進するために、行政として取り組む実行計画の立案と決定を行うとともに、担当課において実行計画における施策・事業の推進を図ります。

毎年度、担当課が推進状況や課題等を整理して自己評価を行い、その結果を「各務原市環境市民会議」に報告し、市民や事業者等とともに評価を行います。その結果をもとに実行計画の改善を図り、次年度以降の施策・事業に反映させながら、温暖化対策の推進に努めます。また、毎年度の市の環境状況や計画の進捗状況を「環境報告書」として取りまとめ、公表します。



(3) 国等との整合について

国におけるエネルギー政策や地球温暖化対策に関する政策の変更、温室効果ガスの削減目標の見直し、新たな対応方針等が示された場合、本計画も必要に応じて、適宜改定を行います。

第3次各務原市地球温暖化対策地域推進計画
(案)

発 行 : 各務原市
編 集 : 各務原市環境政策課
住 所 : 〒504-8555
岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地
T E L : (058) 383 - 1111 (代表)
発行年月 : 2017 (平成 29) 年 12 月
